

近世のアマ潜水漁業

大喜多 甫 文

はじめに

アワビ、サザエ、ウニなどを採捕する潜水漁業は「魏志倭人伝」、「隋書倭国伝」、「肥前国風土記」、「出雲国風土記」などの記述にみられる如く、古くからわが国各地の沿岸において行なわれていた。近世、商品経済の浸透につれ、江戸、京都、大坂など大消費地では生アワビの需要が増大した。また、近世中期以後幕府は干鮑、煎海鼠、饅緒のいわゆる俵物3品を輸出海産物として重視、俵物の生産を奨励した。このため近世において潜水漁業はかつてない盛況を呈した。このような潜水漁業に従事したのがアマと呼称される漁民達である。

アマの意味について、貝原益軒はその著「日本釈名」(1699)で、「海土ともかく、あハあをうみなり、まハすまいの略なり、魚とるあまあり、海辺の山の木をきりてうるあまあり、かづきの海土あり、以上三のあま也、からの書にも出でたり、かづきあまは水に入りてあわび、さざえ、いがひ、わかめ、みるなどとる也、三のあまとも、つねに船を家として、くがにすまぬもあり、俗に家ふねと云う」と記している。つまり家船などで水上に居住する人達をアマと称し、それには3種類あったことを説明している。源順の「和名抄」(承平年間931~938)には「弁色立成云、白水郎和名阿萬、今按云日本紀云用漁人二字、一云用海人二字」とあることから、10世紀以前からアマの呼称があり、白水郎、漁人、海人などの字が使われていたことがわかる。さらに「風土記」には「肥前値嘉島の白水郎²¹⁾」「出雲御埼の海子²²⁾」、「日本書紀」には「処々の白水郎²³⁾」「阿波長呂の海人²⁴⁾」、「万葉集」には「淡路野鳥の海人²⁵⁾」「伊勢の海の白水郎²⁶⁾」など多くの使用例がみられる。また延

喜式には、「賀多潜女」「那賀潜女²⁷⁾」が記述されている。白水郎について谷川土清の「日本書紀通證」(1762)には、「白水本地名、漢永年間竇固出燉煌崑崙塞、擊破白水鹵子蒲類海上(中略)代醉編曰、唐周郎自蜀買奴曰水精、善沈水、乃崑崙白水之蜀也(後略)」とある。このことをふまえて、「倭訓栞」(谷川土清1777~)には「白水はもと地名、郎は漁郎のごとし、崑崙奴の類にて水によく沈むよし」と中国での由来を説明している。このような由来を有する白水郎がわが国の潜水漁民と結びついたものである。また、海人、海子は漁民の総称であり、海部は海人部である。海土、海女については古代文献における使用例は見当らず、土が男の美称であり、それが強調され出したのは武家社会であることから鎌倉期以後使用されたものであろう。

近世のアマについて「和漢三戈図会」(1713)には「誕自有其国者恐非也、処々海浜有え、勢州浦、撰州須磨、播州明石浦、奥州松島、皆得其名、而因其土地有男海土、有女海人、其髮赤面貌稍異常、採蝮為業」とある。このことから地域により男女のアマがおり、主としてアワビを採捕していたことがわかる。

近世のアマ潜水漁業地域を明らかにするため、「諸国俵物元極帳²⁸⁾」(1841)により干鮑請負高の分布を作成し、さらに「和漢三戈図会」「日本山海名産図会」および各県史資料²⁹⁾、その他の文献¹⁰⁾により定性的であるが潜水漁業地域を記入した(図1)。干鮑請負は北海道、東北、九州などに多く、近畿、北陸、中国・四国は少ない。これは干鮑の原料であるアワビの生産量の多少と関係するが、それだけでなく消費市場との関係も考慮する必要がある。つまり、志摩、紀伊、阿波、越前、若狭などは京・大坂への魚の出荷地域であり、地元需要と合せこれら大消費

た。隣接の紀州藩では漁民に「てぐすを御下げ」して漁業の奨励をはかったり、仕入役所の設置や専売制により藩直営の流通機構を有していたが、鳥羽藩ではこのような制度も取り入れておらず、特権商人に海産物を取り扱わせて彼等から上納金を取るという財政的便宜政策をとっていたにすぎなかった¹¹⁾。貢租は田畑の本年貢を主体にし、浦役、水主米は銀納制であったが、たびたびの凶作により藩の財政は窮乏していった。

藩の支配組織は郡奉行一代官一大庄屋一庄屋となっており、大庄屋は石鏡、磯部、国府、越賀などにおかれた。磯浜漁村では村民の投票で庄屋を選出した村が多く、このような村は外に対しては閉鎖的で、内部は階層差の小さい共同体的性格の強い漁村であった。このような村の性格が村落共同経営の地下網漁業や資源管理を重視する潜水漁業に反映した。

志摩の磯浜漁村では春季ワカメ、アラメ、フノリ等の海藻採取、夏～秋潜水漁業、カツオ釣、冬季ボラ網、エビ網などの漁業を行っていたが、時代により多少の変化があった。つまり近世前期（17世紀末頃まで）には上記のような形態で年間を通じ各種の漁業が行なわれていたが、生産力が低かったため、三河へのイワシ網人夫、紀州領へのアワビ、エビ漁業等他領への出稼、出漁が行なわれていた。中期（18世紀）になると幕府の俵物生産奨励の影響を受け潜水漁業が発展、さらに四艘張網によるイワシ漁業や地下網としてのボラ網漁業が発達したため他領への出稼は少なくなった。この時期が志摩地方の漁業の最盛期であった。後期（19世紀）は全国的には商品生産としてのマニファクチュアの漁業が発展したのに対し、志摩地方では依然と

して共同体漁業が主力であったため衰退した。

2. 潜水漁業地域

志摩地方で潜水漁業が行なわれていたのは浦役31ヶ村のうち外洋に面した20ヶ村であった。享保11年（1726）の指出帳から潜水漁業に使用されたと思われる「海士舟」「ちよる舟」「さっぱ船」などを小船と総称し、総船数との比率（小船率）を出した（図2）。一般的に小船率の高い漁村は潜水漁業が広く行なわれ、低率な漁村では一部の漁民しか潜水漁業に従事していなかったと考えてよい。低率な漁村は甲賀、畔名などのように農業的性格が強い場合と、波切のようにカツオ釣など他漁業がさかんな場合がある。

これらの漁村のうち南志摩の船越、北志摩の石鏡を例に近世前期の漁業暦をまとめた（図3）。アマについては貞享4年（1687）の船越村明細

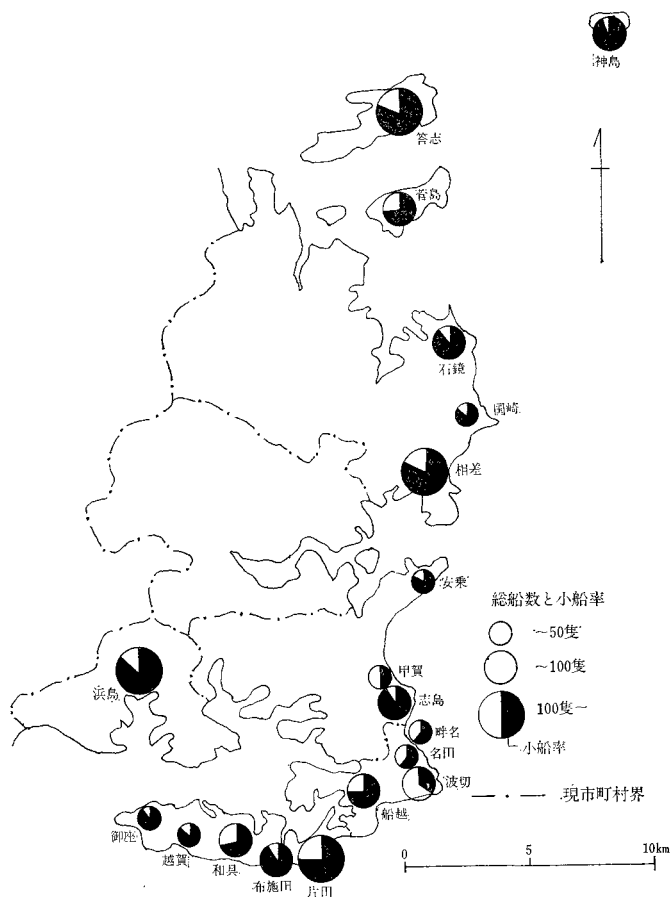


図2 近世志摩地方漁村の小船率（享保11年指出帳より作成）

漁浦	漁種	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
船越	潜水漁業 (海士62人)		ア ワ ビ												人口188 男91 女97
	網・釣漁業 (漁師54人)		ワカメ・フノリ		アラメ				ヒジキ		エビ網		商内船3 海士小船49 鰹釣船7		
	出稼		ボラ網		カツオ釣				イワシ網人夫(三河へ)		アワビ(紀州領・田曾浦へ) (15~20人)			エビ網(紀州領へ) (10~15人)	
石鏡	潜水漁業 (蟹80人)		ワカメ・フノリ		アラメ				ヒジキ		アワビ・サザエ			人口224 男93 女131	
網・釣漁業 (漁師74人)		ボラ網		カツオ釣				なんぼく網 (ムツ・カマス・アジ)		エビ網		蟹船48 鯨船4 柴船3			

図3 近世初期志摩漁村の漁業暦（貞享4年<1687>船越村明細帳，
延宝9年<1681>石鏡村指出帳より作成）

帳に「海士六拾貳人上中下共ニ年ニヨリ，四五六月又は八九月之内紀州領へ拾五人廿人程出カツキニ参候モ御座候」とある。当時の人口188人（男91，女97）のうち，約半がアマであった。このアマが「海士」と書かれていることから男アマと見なされやすいが，別に「漁師五拾四人，但年ニヨリ十月下旬之頃ヨリ十二月迄，拾人又ハ拾五人程度紀州領内之内へ海老網掛ニ罷越候，五六月ノ九月十月迄三州へ鰯網ニ雇ワレ参候事モ御座候」とあり，海士62人の他に漁師54人がいたことがわかる。漁師は男とみなしてよいし，男子総数91人と合せ考えると海士の大半は女アマと考えるのが妥当であろう。石鏡の場合も延宝9年（1681）の指出帳に「漁師74人，蟹80人」とあり，当時の男子人口93人，女子131人からみて漁師は男，蟹は女と見なしてよい。「志陽略志」（享保元年）にも「答志村，神嶋村，石鏡村，国崎村，相差村，安乗村等の江海で潜婦，被女深く海底に没して鮑を採る」とあり，志摩地方では女子が多く潜水していたことは明らかである。また，アマは潜水技術により上アマ，中アマ，下アマの区別がなされていたこと，紀州領（田曾浦）へ潜水出稼に行っていたこともわかる。

3. 潜水漁業の実態

この地方のアマの潜水の実態については「日本山海名産図会」巻3に，「船にて沖ふかく出

るにはかならず親属を具して船を盪らせ，縄を引せなどす。海に入には腰に小き蒲簀を附て鰹三四つを納れ，又大なるを得ては二つ許にしてもつか泛めり，浅き所にては竿を入るゝに附て泛む，是を友竿という。深き所にては腰に縄を附て泛んとする時是を動し示せば船より引あぐるなり。若き者は五尋，卅以上は十尋，十五尋を際限とす。皆逆に入て立遊ぎし海底の岩に着たるをおこしへら篋をもって不意に乗じてはなち取り，蒲簀に納む(略)」とある。この記述からアマは深い所は腰縄をつけ潜水し，浅い所では友竿を使用していたこと，また若いアマより30歳以上の熟練者が深い所まで潜水する技能を有していたことなどが判明する。

潜水漁業の漁場は深き15尋ぐらいまでのそれぞれの地先海面であったが，近世初期には隣接漁浦との境界も未だ確定しない所があり，そのような所ではしばしば漁場紛争が生じた。南志摩では，古くからの浦方である和具と地方から浦方へ転化してきた布施田との間で17世紀前半小島の領有をめぐる紛争があった¹²⁾。北志摩では，国崎と石鏡の間で伊勢神宮御饌領の磯および両村の漁場境界をめぐる紛争があり，藩庁は両村の庄屋，年寄を召寄せ双方の言い分を聞いた結果，明暦2年（1656）両村の漁場境界と御饌磯の使用規定を確定した¹³⁾。また，伊勢湾口の「鯛ノ島暗礁」に関して，元禄年間神

島、菅島、答志との間で紛争が生じ、藩庁からの依頼により近隣5ヶ村の庄屋が仲裁した結果、この漁場を神島、菅島両村の入会漁場とし、その方法は1ヶ月の下旬を菅島が専用に、中・下旬を神島、菅島が入会でそれぞれアワビを採取することとした¹⁴⁾。

アワビの漁獲物はアワビ、サザエ、トコブシなどの貝類を主に、ワカメ、アラメ、ヒジキなどの海藻類も採取した。元禄4年の国崎村指出帳¹⁵⁾には「御献上鯛五枚但一尺四・五寸迄ハ代銀二匁被下候、鮑但一貝ニ付六寸ノ貝代銀一匁被下候」とあり、大鯛1匹とアワビ2個が同価値と見なされており、現在と比べても余り変わっていない。アワビの漁期は漁浦により異っていたが、船越、安乗、相差のように通年漁獲の漁浦と石鏡、神島、答志のように春～秋漁獲の漁浦に大別できる。このように漁期が異なるのは、伊勢湾口に近い漁場を有する漁浦では冬季の季節風により波が荒く潜水が困難であったのに対し、南部では地形の関係で季節風が弱い海が穏やかで潜水が可能であり、しかも冬季はアワビの腐敗が遅いため生アワビとして高価に出荷できたためである。アワビの出荷について船越村の明細帳¹⁶⁾（貞享4年）には「鮑取申候ハ四月ノ八月迄ハのしに仕、宇治山田商人に売申候、九月ノ三月迄ハ生鮑ニテ熱田、津、河崎へ送売申候」とあり、天保14年（1843）の越賀村文書¹⁷⁾には「当村鮑売之儀者八月中旬ノ明四月迄者生貝ニ而商人方江売渡仕、五月ノ八月迄致熨斗作立之上…略…」とある。このように南部では消費地から遠く交通の便も悪かったため夏は熨斗アワビに加工し山田商人に売り、冬季は腐敗の恐れが少ないため名古屋、津、伊勢（江崎）の間屋に出荷した。一方、文化7年（1810）の答志村文書¹⁸⁾には「村々ニ五、六人ノ八、九人之生貝商人共有之、其日之揚高貝大小、上中下見込、或天気続可申裁、雨天ニ茂可相成哉…略…」とある。このように北部では消費地に近いため一部熨斗アワビに加工されたが、多くは生アワビのまま地元商人に入札により買取られた。その価格は当日の水揚高や貝の大きさ、品

質、天候等により変動があった。地元商人は「伊勢参宮人往来目当ニ而十二月晦日ノ正月初参り、春分ノ初夏迄道者ヲ心当、尾州表、勢州桑名秬ニ津御城下、松坂、山田河崎」等へ出荷した。つまり、生アワビの多くは参宮客を対象としたのである。しかし、文化13年の石鏡村文書¹⁹⁾には、「鮑四百籠、右者志州答志郡石鏡村弁助船（木村家船）、水主四人、今般同国同村ニ而荷物買積仕、則攝州兵庫湊心掛罷登り申候…略…」とあり冬季には資力のある商人は独自に船をチャーターして兵庫湊へ出荷する場合もあった。

熨斗アワビについて、志陽畧志には「採鮑之海郷造長鮑（熨斗）、世称熨斗鮑、志摩之産最爲上品」とあり、志摩産熨斗が良質であることが知られる。熨斗製造の季節は国崎、相差、越賀など各村の指出帳に「熨斗五月ノ八月迄取申候」とあるように、アワビの腐敗の速い夏季であった。熨斗の出荷に関して、従来は山田の熨斗商人数人が志摩の各漁浦に出向き漁民から買取っていた。ところが寛保3年（1743）山田熨斗屋磯田市郎右衛門と鳥羽の熨斗間屋甚兵衛による独占買取の許可申請が、従来より高価買入れと各漁浦への資金融資を条件に藩庁より認められ、熨斗買受の独占体制が成立した²⁰⁾。このような特権商人による海産物の独占販売は熨斗のみならず他の海産物でも行なわれるようになった。以上のことから志摩では夏季に熨斗アワビを製造したが、生アワビの出荷も多かったことがわかる。このような生アワビ出荷は、俵物集荷が統制され始めた寛延年間（1748）以後は問題になった。俵物に関して鳥羽藩では煎海風は供出に応じたが、干鮑については俵物役所から藩へのたびたびの供出督促にもかかわらず、宝暦13年（1763）以来供出に応じなかった。これは漁民側からすれば「干鮑の買上価格より地元商人の生アワビ買上価格の方がはるかに高かったため、供出に応ぜられぬ」と答志など12村連名で藩庁に上申していることである²¹⁾。このような干鮑の供出拒否を続けることができたのは、①志摩産アワビが古くから伊勢神宮に献上

され、御師を通じて各地に販売されていた。②近世には鳥羽藩の幕府献上品であった。③伊勢参宮客や名古屋、大坂などの大消費地に需要があったことなどによる。

II 房総地方の場合

1. アマ潜水漁業とアワビ株

近世の房総地方の漁業は江戸の発達と切り離して論ずることはできない。家康時代から外房の和田や東京湾口の岡本（富浦）から生鮮魚貝類を江戸や東金に上納していた。上納魚貝類からみると、当時は地先の漁場で鰯、釣、刺網、潜水漁業などが行なわれていたが、紀州、志摩などにくらべ技術的に低い段階であった²²⁾。17世紀後半紀州から出稼、移住してきた商人や漁民によりイワシ八手網漁業が導入され、外房、内房沿岸に急速に広まった。アマ潜水漁業も江戸市中の魚貝類消費が増加するにつれ漸次さかんになった。地元のアマがいなかったり、いても少数の場合は「旅海士」と呼ばれる他所からの出稼アマを商人が雇った。外房小湊の場合、「同年（寛永7）十二月勢州より海蟹人船数艘小湊え着、磯鮑請負にて取之……²³⁾」とあり、伊勢からの出稼アマが冬季に来てアワビを潜水採取していた。「旅海士」の多くはこのような伊勢志摩のアマであった。このような「旅海士」は小湊だけでなく、安房南部の西岬、州崎、坂田、波佐間、沖ノ島（以上館山市）、上総・勝浦などでもみられたが、しばしば地元民との間に紛争も引き起した。例えば、小湊では旅海士が来たため地元民の薪山の薪取が禁止されたとか、旅海士の口銭（手数料）をめぐる係争などがみられた²⁴⁾。また、一方では地元海士と旅海士によるアワビ採捕が激化した結果、各地で濫獲におち入りアワビの漁獲が減少した。そのため天津では元禄年間アワビを隔年漁獲にして資源の維持をはかった²⁵⁾。

近世前期には江戸市中で消費するために漁獲された房州のアワビも、近世中期俵物輸出が重視されるにつれ変化が生じてきた。俵物集荷体制の成立過程をみても、元禄頃まで俵物は「野

菜魚類同格」に扱われ、銅器物、蒔絵、伊万里焼、樟脳などの諸色と同じに取扱われていた。ところが漸次銅生産が減少したため、銅に代えて俵物諸色を輸出の主力にせざるを得なくなった。しかし、俵物は不足気味であったため集荷体制の再編成が急務となり、延享元年俵物独占集荷体制が確立したのである²⁶⁾。しかし、当初からすぐ請負高が増加したわけではなく、延享元年の「俵物請方覚」による安房、上総の煎海鼠の請負高は明記されているものの干鮑については記載されていない²⁷⁾。これは当時房州においてはアワビを俵物干鮑として納入するより、生アワビとして江戸市中に出荷した方が高価で有利であったため、干鮑をほとんど請負わなかったからである。その後漸次幕府の俵物集荷が強化されるにつれ、房州でも宝暦年間以後領主がアワビの自由採捕を禁止し、アワビ磯根漁場の漁業権を保証する代償として運上金を課すとともに、採捕したアワビを俵物集荷ルートに組み入れるようにした。

安房乙浜村の場合、「乙浜浦根付漁業鮑、私一人にて永々買入商売仕候様、被為仰付難有仕合ニ奉存候、冥加金御用金貳拾五兩差上候様、被為仰付奉畏候²⁸⁾」とある。これは当地のアワビ商人善右衛門が村方役人に提出した願書であるが、このように地元商人がアワビ磯根漁場を請負う場合が多かった。しかし上総川津村の場合、文政3年「根中鮑根」漁場の請負期限が切れたため江戸の商人が以前の請負金の2倍近くで請負う旨の申請を出したことにより、漁民側も村役人に「如前々三ツ割、壹分ハ徳右衛門ニ被仰付、貳分ハ村方ニ被仰付候」と願出ている²⁹⁾。このように川津では以前から商人請負が行なわれておらず、³⁰⁾は名主である徳右衛門が、³¹⁾は村方が請負っていたのである。

商人や村方の請負ったアワビ漁業権は「アワビ株」と称され、アワビ専売の特権を有し、株主以外は1個たりともみだりに売買することが厳禁された。株主が商人や名主など個人の場合、彼等は「海士丹那」と称され、生産者であるアマ（海士子と称した）と契約を結びアワビの確保

にあたった。海士丹那と海士子の関係について、「海士半右衛門儀貴殿方之海士子=て、式金三兩二分二朱ト錢九百五十三文かし有之儀不申存、我等不心得=て右半右衛門我等方之海士子=致し可申と申し候=付、此度貴殿方と論=および候所、村役人衆組合親類立会=て、貴殿方之古帳面書付等相調べ候所、右半右衛門儀、永貫殿方之海士子=少々も相違無御座候段相分り申候」とある³⁰⁾。これは半右衛門というアマの所属をめぐって白浜村のアワビ商人金兵衛と孫左衛門との争論の結果出された詫び状であるが、この記述の中から海士丹那は海士子に式金や生活資金を貸与することにより雇傭関係を強め、海士子が漁獲したアワビを安く買い上げるシステムをつくっていたことが明かになるのである。

2. 潜水漁業地域

近世後期のアマ潜水漁業地域を明かにするため、諸国俵物元極帳（天保12年）記載の村別俵物干鮑請負高より分布図を作成した（図4）³¹⁾。これによると北は上総・大井谷村から南は安房・川名村までの39ヶ村にわたる。これら39ヶ村の沿岸はアワビの棲息しやすい岩礁性海岸であり、現在のアマ分布³²⁾ともほぼ一致するので、当時のアマ漁業地域と考えてよいであろう。干鮑請負高は上総国が合計15,510斤、安房国は4,410斤であり、請負高の多い漁村は北部に集中して

いる。北部と南部の請負高の差はアワビ生産高を反映したものであり、南北差の最大の要因はアワビ資源の豊度のちがいによるが、農業との関連も無視できない。つまり、南部では半農半漁村が多いのに対し北部では農地が少ないため漁業が専門化しており、川津のように村方請負のアワビ漁場においては多くのアマが潜水しアワビ漁獲量も多かった。南部の半農半漁村では農業が主生業であり、漁業は補完的役割を果しているにすぎなかった。そのため専門漁民も少なくアワビの漁獲量も少なかった。このことを安房南部の乙浜村を例に述べてみる。

乙浜村は86戸、538人（安政6年）程の南部の標準的な半農半漁村である。安政6年（1859）の村明細帳³³⁾によると「この村の百姓は、農業の間、男ハ漁稼船働の賃取=出申候、女ハ米薪取=罷出申候」とあり、農業を主体としながらも男は農閑期に漁業や水夫に、女は漁業を行わず稲作や薪取りに従事していたことがわかる。村の全耕地は18町6反6畝（水田9町3畝、畑9町6反3畝）であるが、単純平均で1戸当り2反5畝程度であった。狭小な耕地では米、麦、粟、小豆、大豆などを栽培していたが、到底これのみで生計を営むことは不可能で、漁業が農業に次ぐ産業として重視された。しかし、漁船が大小合せ6艘しかないことは自営漁業が発達

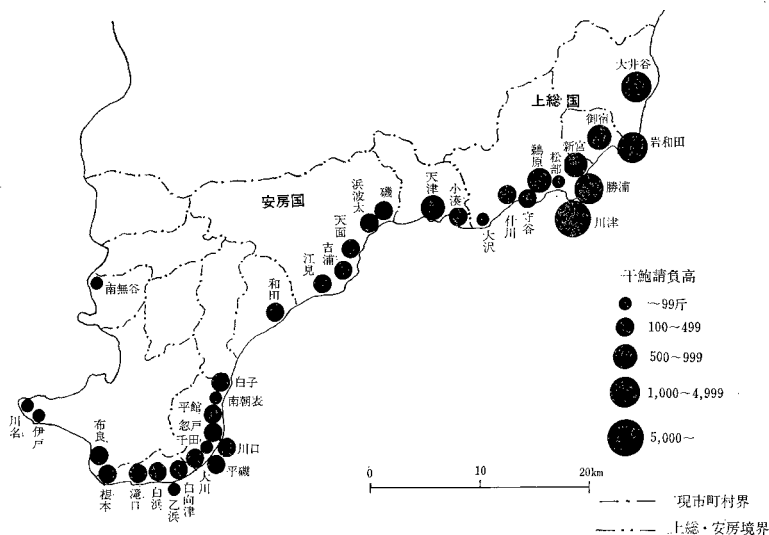


図4 房州漁浦別俵物干鮑請負高（天保12年）

しておらず、多くの村人は網主の所有する漁船に水夫として働かれていたことを物語っている。漁獲物はイワシ、コノシロなどが代表的なものであり、江戸日本橋魚問屋に地元商人を通じて出荷していた。アワビについて「当村根付猟業=仕候鮑、往古ヨリ私秤=外五人=て買取商売仕候、三十ヶ年已来、鮑浜置直段高直=罷成、商人共損金多、商売難取統、外商人共ハ買入相止罷有候故、商人名目相絶候義氣之毒奉存、不願損金三十年方私一人=て買入商売仕候得共…略…³⁴⁾」とある。これは天明6年アワビ商人善右衛門が村役人に出した願書であるが、天保12年の干鮑請負高が50斤と少ない乙浜村でアワビ商人が6人もいたことは、これより30年前の宝暦以前にはアワビの漁獲量が天明期よりはるかに多かったことを物語る。しかし、その後の漁獲量の減少と浜値の高騰により赤字続きになった商人は廃業していき、わずかに善右衛門1人がアワビ買請を続けてきたのである。

3. 潜水漁業の実態

房州のアマは近世には男子が多く女子は少なかったと考えられる。その理由として、①アワビ採捕に関する記録に、すべて「海士」の文字が使用されている。「海士」が必ずしも男アマのみを指すのではないが、女子の多い志摩では海士と共に潜婦、被女、蛸などが使用されているが、房州の場合はこれらの文字が全く使用されていない。②現在海女の多い乙浜、白浜など南部地方の村明細帳に、男子は「農業の間、水主働=て漁職仕候」と記述されているが、女子は「芝薪茅等草取り申候」とあり、海藻採取を除いて漁業にはほとんど従事していなかった。③安房磯村の漁業沿革誌(明治12年³⁵⁾)にも、「鮑採法ハ長サ一間四五尺の小船一艘=海士(男子多シ)五、六人、外=梶子ト唱ルモノ一人乗與ミ…略…」とあることなどによる。

アマの潜水状況については漁業沿革誌の記述にもあるように、海士舟には「梶子」と称する船頭と海士5、6人が乗組み、沿岸から400~800m程の沖合の碇を下し、海士は「スコシ」と称するサポート型の小禰のみにて潜水した。その

際深さ4、5尋程度の海底の場合、梶子は海士が浮上する時細竹をを差し出し介助した。12、3尋の深い海底の場合は海士は腰縄をつけて潜水した。アワビの漁期は先の沿革誌に「毎年旧三月ヨリ同八月マテオ専トス」とあるように、冬季は潜水していなかった。しかし、前述の小湊における勢州アマの出稼が冬季であったことから、近世中期以前の自由採捕期には冬季も潜水していたが、アワビ株制度成立以後冬季は潜水しなくなったのであろう。

漁獲物はアワビを主としたが、テングサも、「婦人は古キ単物ヲ着シ、腰=藁縄ヲ占メ、海水=涉リ石花菜水底ニアルヲ捫取り…略…男子ハ是ニ粗身跣足ニテ1町程モ沖ニ泳遊シ深サ3、4間余りの水底へ潜入シ、繁茂スル石花菜ヲ見認メツカメ取り……」とある。このことから、女子は潜水せず浅所で採取していたが、男子は深所で潜水採取していたことが理解できる。このようにして採捕したアワビ、テングサは地元商人を通じて江戸に送られた。

III 対馬の場合

1. 対馬の漁業と藩の漁業政策

近世の対馬では海藻採取、若干の網漁業などを主とする在来島民の漁業と磯漁業、地曳網、大敷網、延縄、捕鯨などを主とする外来漁民の漁業が行なわれていた。在来島民は元来農業を主とし、漁業は畑の肥料にするための海藻採取が目的であった。対馬沿岸の海域は対馬暖流が流れ、岩礁性の海底が多いためホンダワラ系を主とした海藻がよく繁茂した。畑の多い対馬ではこれらの海藻類が甘藷作などに重要な肥料となった。したがって海藻の確保が農業生産の増強に結びつくため対馬藩でも重視し、延宝5年(1677)の郡奉行からの御壁書にも「村々藻之口明ケ二月十五日、和布之口明ケ三月朔日、おこの口明ケ三月十五日、右之日限=急度取可申候、尤公用当病之者有之、不罷出者=者其仁=応シ瀬をわけ残置可申候³⁶⁾」とあり、肥料藻、ワカメ、オゴノリの口開け日を藩が設定し、全島一斉に採藻を行なった。この口開けでは病気

や公用があり、当日採藻できない者についても配慮がなされている。しかし、各村々で採藻に従事できる者は、その村に住み土地を耕作している者に限られていた。百姓達が海藻採取以外に海と結びついたのは立切網を通じてであった。リアス式海岸特有の小湾の多い対馬では、その浦々へイルカやマグロ類が入ってくると湾口を網で立切り、これら魚類を突取る漁法が行なわれた。これには多くの人手が必要であり、浦々共同で行なうことが多かったが、古くは外来漁民であるアマの仲間が大きな権利を有していた。しかし、天和3年(1683)海士の者が藩の鉄砲方と争った事件を契機に、イルカをとる権利はアマから百姓達へ移っていった³⁷⁾。

外来漁民として古いのは鐘崎海士であった。彼等は中世以来対馬を支配した宗氏と共に対馬と九州本土との間の渡航に従うと共に、対馬近海海域の漁業権を獲得した。近世中期には曲に定住し潜水漁業に従事するようになった。島の漁業を最初に企業的に開発したのは和泉佐野の漁民である。彼等は秀吉の朝鮮出陣の際舸子として従軍したが、その際御菜魚を納めることにより対馬62浦の地曳網漁業権を得た。それ以後彼等は漁期には網船に商品を積み来島し、厳原の船問屋佐野屋で商品をおろし、それから各漁浦へ赴いた。漁期終了の際、干鰯、塩魚などを積み帰国した。このように佐野の漁船は商船も兼ねていたため遠隔の対馬出漁が必ずしも不利ではなかった。佐野漁民は当初のイワン地曳網に加え、その後延縄船も出漁したが、享保年間藩の他国船入漁禁止令により一時中断、その後復活したものの漸次経営が悪化するにつれ網の権利は各浦の島民に移っていった³⁸⁾。対馬に捕鯨を導入したのは壱岐勝本の漁民であった。初期には伊奈を中心に突取法で捕獲していたが、その後の網取法の導入による効果が著しく、捕鯨が盛況になり、貞享4年(1687)以後伊奈芦ヶ浦、廻浦に鯨組がおかれた。この場合、厳原の商人が出資し、曲海士が羽差、平戸、五島の漁民が漁夫として雇われた³⁹⁾。このほか長門漁民が対馬各浦に大敷網を、平戸漁民がブリ建網

をそれぞれ導入し、文化年間には、安芸の漁民が延縄、一本釣などで来島した。

このように、対馬の漁業は外来漁民によりさかんに行なれわたが、これらの漁業技術は地元民になかなか吸収されなかった。その理由の一つに対馬藩の漁業政策があった。文化13年(1816)9月の藩年寄中より郡奉行の令達に「百姓共漁事=傾キ候儀ハ不宣事=候得共、鰯網等仕馴候者=ハ随分心掛候様下知有之度ハ素リ不仕馴者=茂手届候者ハ各別不手届者不仕馴儀を是非=致セト申ス=ハ無之候付右掛引勘弁可在之候、其外鰯鯨等之漁事ハ漁戸之業=而百姓之致事=無之是等ハ堅ク差留候、只々鰯網鮪立切折網等之漁事仕馴候儀を心掛時節を不失義第一之事候⁴⁰⁾とあり、百姓の漁業と漁民の漁業を区分し、百姓は沿岸のイワン網や立切網程度までの漁業は認めるが、延縄、釣などの漁業を一切禁止した。このような政策が地元民の漁業の発展を阻害した。

2. アマの定住と潜水漁業

古くからの外来漁民である鐘崎海士は、近世初期までは漁期が来れば対馬に来島し、それぞれの浦に停泊した船の中や網小屋に宿泊しながら漁業に従事していた。曲海士の伝える最古の文書(寛正6年、1465)に、「阿須は元より浦々八海の事以前より御めんあるうへは、いつの海をもあミを引き候て京近の御公事其外時々の御さかな馳そう申へきよし御意にて候、なおなお公事方すこしも不可有無沙汰状如件」とある。これは宗盛直より船方、すなわち鐘崎漁民にあてた「網引免許安堵」であるが、宮本常一はこの文書が原本でなく写本であり、「阿須は元より」などの字句に若干の疑問を示しながらも、寛正以前に対馬沿岸の漁業権が認められていたことを指摘している⁴¹⁾。また寛永6年(1629)9月の文書にも「海人之者持方之儀以前被成下置候、綿判物=八海=漁いたし候様ニト有之候間東海西海勝手次第=入合=持可仕候、若相障族茂在之唯々其節可訴出候、浜附之百姓手寄之浦を持候とて海人之者ヨリ可相障様之候間いつれ之浦=而も入合=網引持可仕候⁴²⁾」とあり、

アマは以前からいづれの海においても自由に網を入れることができた。

しかし、各浦に次第に網漁業が普及する一方、天和3年の事件のようにアマが次第に横暴になってくると各浦とアマの間で漁場紛争が生じた。宝永6年(1709)の鴨居瀬村との紛争では「からすみつ之浦ハ八九月廿一日ヨリ廿七日迄、ふか浦ハ十一月十七日ヨリ十七日迄、海内之浦ハ十一月朔日ヨリ六日迄海士之者持セ候⁴³⁾」との郡奉行所の申渡により入合漁場となり、海士側は日数を極端に制限された。また、この事件に関連して芦浦から海士が建てている小屋を取り除けるよう願出が出されているが、その理由に、「以前ハ海士之者ハ船住居仕網等も船ニ乗せ置候、四五ヶ年以前ヨリ小屋を掛彼者共逗留之間ハ住居仕候⁴⁴⁾」とあり、それまで船に網を積み居住していたのが4~5年前から網小屋を作り住み出したことがわかる。網小屋を必要とするようになったのは網が大型化したためである。網が大型化し各浦での漁場や漁期が次第に制限されるようになると定住地の必要性が生じ、曲に定住するようになった⁴⁵⁾。アマの曲への定住は宝永7年(1710)から享保7年(1722)までであろう。その理由は前述の定住の必要性と対馬の古文書で曲海士と記したものの最初が享保7年であり、それ以前はすべて「海士之者」と一般的に記されているからである。曲は阿須湾に臨んでおり阿須湾は御菜浦であった。御菜浦とは藩主のお菜にするための魚をとって献上する役目を持った浦であり、この浦での漁猟の権利はアマの者が有していた。

曲に定住したアマ達はそこに村をつくり、彼等に許された漁業に専念するようになった。とくに俵物の輸出がさかんになるにつれ、アワビを採捕する潜水漁業が専門化してきた。アワビ採捕はもともとアマの独占であったが、天和3年の事件以後「毎日相納候鮑・螺、向後鮑五盃、螺十五宛無滞可相納候、若鮑無之節者、鮑一盃之代ニ螺三ツ宛上納可仕事⁴⁶⁾」となり、毎日藩へ納めなければならなくなった。ところが「享保十八年癸丑曲村ノ海士共多人数病氣仕鮑不納

ニ付其不納ヲ補候為メ肥前国小値賀海士ヲ一兩人雇⁴⁷⁾」ということにより、ようやく納付の義務を果たすことができた。以後、小値賀海士もこの地に入り込むが、曲海士も潜水漁業に全力をあげるようになった。

3. 潜水漁業地域

アマ潜水漁業は対馬の沿岸海域一円で行なわれていたが、とくに北部の豊・泉、北西部の佐須奈・伊奈・鹿見、東部の鴨居瀬から曲崎にかけての沿岸海域に曲海士が多く潜水した。南部も鐘崎海士が古くから潜水していたが、延宝5年(1677)の覚にも「鮑・螺榮之儀、御国海士計ニ而ハ不自由ニ候間、旅海士船式艘程新儀ニ召抱、御用相達可申候⁴⁸⁾」とあり、対馬藩は旅海士を新しく2艘入れ、アワビ、サザエの採取にあたらせた。この旅海士はおそらく小値賀のアマであったと思われる。天和3年の事件以後曲崎から豆酸崎までの磯漁場が入合になったが、この頃すでに地元の方が旅海士から習い覚えて潜水していた。これ以後豆酸は地元アマの中心地となった。

また、曲海士はアワビだけでなく真珠を求めて浅海湾に進出した。享保7年(1722)には「当八月之末曲り海士野部浦へ罷越玉貝持候を村人差留遂案内之趣被申候故海士之者共ハ御賄役を以遂吟味田舎之義ハ右吟味之趣承届候処御賄役吟味之趣ハ古海士之ものへ被下置候御書付八海心次第漁仕候様ニとの御事ニ候故玉貝をも持申管ト相心得」とあり、曲海士が真珠貝採取のためこの地域に進出、地元と争いを引き起した。この紛争は郡役所の命令により「向後壹ヶ年ニ二日宛一村ニ一艘ツ、入合之浦へ罷越玉貝持候儀を被差免候」となり、アマの真珠採取は大幅に制限されるようになった。ところが翌年の7月「海士之者浅海村々に為持罷越候節ハ船三艘拾七人乗り来り、玉貝を持候節ハ右拾七人之者一船ニ乗り組一村ニ而両日ツツ相持留メ浦之内をも猥りに相持たる由ニ候」と訴えられたが、事情をききだすと「海士之者家内人数多少有之二人三人之家内も有之、九人之家内も有之、其内幼少ニ付水練難成者も有之候を除ケ残人数廿

三人＝而御座候故、右之人数壹ケ年に兩度ツ、相持候＝成り仁位與良之浦々を相持＝成候而ハ一浦之当リハ僅之儀＝御座候」という様子であったので、御郡方は家老へかなり寛大な取り扱いを願ひ出藩はこれを認めた⁴⁹⁾。これらのことから当時の曲海士の生活状況がある程度明かになる。彼等は一艘に一家族が乗り、女が潜水男が船上で櫓を持ち真珠貝を採捕した。

4. 潜水漁業と俵物

対馬は全国的にも俵物貿易の影響を最も強く受けた地域であり、干鮑のみならず煎海鼠も朝鮮産を含め重視された。近世の対馬におけるアワビ生産量の概略は対馬藩俵物干鮑請負高により知ることができる(表1)。延享元年長崎俵物一手請方問屋制が成立した際の請負高が15,000斤であったが、翌延享2年対馬から長崎へ廻着した干鮑は20,770斤あり、請負高を上廻る生産があった⁵⁰⁾。安永元年請負高決定に際し、「対州俵物高貳万斤之内、壹万六七千斤前々々相納来候相聞候処、安永辰年御普請御役御廻浦之節俵物差配役之者元新ニ參千斤茂相増候様相働可申段御請仕候趣＝御座候処……⁵¹⁾」とあり、大凡そ16,000～17,000斤が毎年集荷されていた実績に3,000斤が上積みされたのである。

この時期対馬藩は「海人之者請持」という制度で俵物を集荷していた。この制度は漁民総代の責任で生産・集荷させ、藩が彼等から直接集荷する方法であった。これは俵物が対馬藩の対朝鮮貿易を支える重要品であったからである。天明5年幕府は俵物役所直仕入制を断行するが、対馬藩では藩直接集荷体制は変えなかった。天

表1 対馬藩俵物干鮑請負高の推移

年	請負高(斤)
延享元年(1744)	15,000
安永元年(1772)	20,000
天明5年(1785)	17,000
寛政11年(1799)	23,000
享和元年(1801)	28,000
文化元年(1804)	10,750
文化5年(1808)	4,398

(小川国治「江戸幕府輸出海産物の研究」より作成)

明5年の請負高は安永7年から天明2年までの集荷実績に基づいて決定されたものであるが、安永以前の集荷実績がこの時期まで継続していたことを示している。ところが寛政8年対馬藩は長崎奉行から対馬俵物が抜荷されていることを知らされた。これにより藩は俵物集荷方法を改め、「海人之者請持」を廃止し、町人「増田屋庄蔵一手請持」にした。そして各村には俵物方頭取を置いた。藩は増田屋を通じて各村の俵物方頭取へ銀・米を貸下げ、彼等から「海人」「百姓」へさらに前貸しさせた。漁獲期をはずれた9月から2月までの「生鮑市中商売」はこれまで許可されていたが、俵物集荷方法の改正と同時に禁止となった。

このような俵物集荷方法の変更に対して海人達の反対が強くなった。「俵物方記録」には「長崎廻し俵物海人共御請持商を年不漁等＝而取揚方相減候＝而、去丙辰年(寛政8年)仕法を改町人増田屋庄蔵一手請持申付置候処、海人中氣腹不宣聞有之去年猶亦趣向を付優數取揚方出精申付置候得共、兎角庄蔵仕内疑心相生氣腹難致段此節海人共願出、双方之緩＝而持方過怠＝拘り候様有之候而ハ難相濟次第＝有之、…略…⁵²⁾」とある。この事態を解決するため対馬藩は、アマの捕獲したアワビは彼等自身で干鮑に仕立てて直接藩へ出させることにした。しかし、実際にはアマ個人個人が干鮑を製造したのではなく、海人座へ鮑貝を集めここで干鮑を製造し藩の俵物役所へ納めていた⁵³⁾。このような集荷方法の改正は効果をあげ、寛政11年には干鮑23,000斤の請負高となったのである。その後の順調な集荷状態に自信を得た藩は享和元年に28,000斤と請負高を増加した。ところが享和元年、アマ達から藩へ鯨組方で稼ぎたいという願いが出され、藩側も寛政末期以後の俵物の増加に支えられこれを認めた。このことはアマ達の労働力が俵物干鮑生産より有利な捕鯨羽差に投下され始めたことを示している。このため享和元年以後俵物生産は減少したようで、「俵物之儀近年ハ多数持上ケ候処、去年不漁＝而請高之斤数＝不至不安事＝候」と、藩は俵物生産の減少に不安を感

じ出した。そして文化元年には「海人之者鯨組方持之儀、俵物取揚方差障候と相聞候付組方持差留候」と鯨組稼の許可を取消した⁵⁴⁾。しかし、俵物の生産は表1のように以後急減していった。

享和元年以後の干鮑生産の減少要因として、①俵物集荷体制の強化により濫獲におち入り、それが文化年間以後アワビ資源の減少につながった。このことは対馬藩が減少の原因を抜荷の増加と考え、小値賀、伊予三崎など島外のアマを入れ、アワビ漁獲の増加を図ったが、その成果が上らなかつたことから明らかである。②俵物買上値段の固定化によりアマ達がアワビの採捕より収入の多い捕鯨業へ働きに行くようになった。これは俵物干鮑の買上価格が低いのと資源量の減少により、潜水回数を多くしても以前ほど収入が多くならなかつたためである。

以上、俵物に関連してアワビ生産の推移をみてきたが、アマ部落である曲においても次第に変化した。曲の男達が捕鯨の羽差に雇われるようになる、彼等は一ヶ所に長期間滞在するようになったため女達と一緒に一つの船で稼ぎまわることが少なくなり、家船が漸次解体し男女の分業化が進んだ。また、曲の男達が差人として敵原の城下に暮すことが多くなってからは年中海に生きるのは女のみになっていった⁵⁵⁾。

おわりに

近世のアマ潜水漁業地域は、北は陸中海岸から南は肥後天草まで30余国の沿岸海域におよんだ。これらのうち俵物干鮑請負がなかつた志摩、干鮑請負高の多かつた房州、当初干鮑請負が多かつたが近世末には少なくなつた対馬を事例に、潜水漁業の実態やアワビの生産・出荷について明らかにした。

- ①アマの性別に関して、志摩では女が潜水し男は船上で潜水浮揚の介助をした。房州では男が潜水し「梶子」と称する船頭(男)が介助をした。対馬の曲海士は男女とも潜水し、豆酛は男が潜水していた。
- ②潜水漁期に関して、対馬や志摩の多くは通年潜水していたが、志摩の一部では夏季のみの

漁浦もあつた。房州では近世中期までは通年潜水していたが、濫獲の影響もあり、それ以後夏季のみとなつた。

- ③潜水漁獲物はアワビが主であつたが、サザエ、ワカメ(志摩)、テングサ(房州)なども採捕した。
- ④漁獲物の販売に関して、志摩では各漁浦において、漁民が直接商人に売却(入札)した。生アワビ、熨斗アワビともそれぞれ商人を通じて山田、津、熱田、大坂などに出荷した。房州では近世初期には漁民が直接商人に売却し、生アワビのまま江戸市中に出荷していたが、俵物集荷体制が強化されると自由採捕、販売は禁止され、「アワビ」株制度が成立した。アワビ株は村請のところも一部あつたが、多くは商人が株主となりアワビの生産・販売を請負つた。そのため、アマは株主に雇われアワビ採捕に従事するのみであつた。対馬では近世初期には漁民総代の責任で漁民自らアワビを生産・集荷、藩に出荷し、冬季は生アワビを自由に市中で販売した。寛政8年以後特定俵物商人の独占集荷体制になつたため市中販売も禁止され、アマは販売に関与できなくなつた。そのため男のアマは捕鯨羽差に転業する者が多くなり、アワビの生産が減少した。
- ⑤志摩で干鮑請負を拒否できたのは、アワビが伊勢神宮や幕府の献上品であつたことと伊勢参宮客に需要があつたからである。

(松阪高校)

〔注〕

- 1) 「肥前国風土記」松浦郡值嘉島の條。
- 2) 「出雲国風土記」神門郡の條。
- 3) 「日本書記」応神紀3年11月の條。
- 4) 「日本書記」允恭紀14年9月の條。
- 5) 「万葉集」巻6, 938。
- 6) 「万葉集」巻7, 1322。
- 7) 「延喜式」巻2, 踐祚大嘗祭儀上。
- 8) 田中豊治「近世末期における長崎俵物の生産、流通の地域的特色」漁業経済研究19—3, 1972。
- 9) 「岩手県史」第5巻, 1137~1141頁。「福島県史」第8巻, 近世資料1, 288頁。「茨城県史料」近世地誌編, 388頁。「千葉県史料」近世編, 上総

- 国上, 73~77頁, 155~157頁。同, 上総国下, 455頁。同, 安房国上, 362~363頁。同, 安房国下, 91~100頁, 110~112頁, 396~399頁。「神奈川県史」資料編4, 450~451頁。同, 資料編9, 658~663頁, 671~676頁, 728~729頁。「徳島県史」第4巻, 167~170頁。「和歌山県史」近世史料一90~92頁。「長崎県史」史料編第2巻, 588~589頁, 633頁。「佐賀県史」中, 580頁。などを参照。
- 10) 羽原又吉「日本漁業経済史」, 小川国治「江戸幕府輸出海産物の研究」, 岸上鎌吉「安房郡水産沿革史」, 宮本常一「対馬漁業史」などを参照。
- 11) 「三重県史」, 昭和39年, 160~162頁。
- 12) 池野茂「徳川時代の海女漁業のむら」人文地理9-3, 1957。
- 13) 石鏡漁協所蔵文書(日本常民文化研究所写, 慶安4年, 明暦2年)。
- 14) 菅島漁協所蔵記録。
- 15) 国崎漁協所蔵文書(日本常民文化研究所写)。
- 16) 速水融「村明細帳を通じてみた近世中期の一漁村」三田学会雑誌47-7, 1657。中田四朗「温故稽古」14, 1972による。
- 17) 中田四朗「温故稽古」60, 1975。
- 18) 答志漁協所蔵文書(和歌森太郎編「志摩の民俗」吉川弘文館, 所収30頁)。
- 19) 石鏡漁協所蔵文書。
- 20) 「乍恐奉願口上之御事 一, 御領分志州村方が毎年取揚申御熨斗之儀, 夏迄ヲ勢州山田が商人四五人罷越買取申候。右熨斗山田が外他国ニ而不捌申物故, 右商人共相場相立御由及承候。此度奉願候儀, 右熨斗之儀一円ニ私共江被為仰付被下候ハ是迄之値段が羽書拾匁ニ付四五分宛ハ相場茂宜敷買請可申候。其上若シ御皆濟之節村方ニ金子入用之儀御座候ハ右熨斗揚り高之積ヲ以半金程之儀通例之利足ニ而取替茂仕可申候間, 願之通被為仰付下候様ニ奉願候。……略… 亥(寛保三年)」
- 21) 清水三郎「俵物の統制集荷と産地の対応一尾鷲地方と志摩の場合一」漁業経済研究11-3, 1963。
- 22) 岸上鎌吉「安房郡水産沿革史」安房郡水産組合, 大正3年, 3頁。
- 23) 千葉県「千葉県史料」近世篇, 誕生寺文書, 241~242頁。
- 24) 前掲23) 242~281頁。
- 25) 前掲23) 4頁。
- 26) 小川国治「江戸幕府輸出海産物の研究」吉川弘文館, 1973, 13~27頁。
- 27) 田中豊治「近世末期における長崎俵物の生産、流通の地域的特色」漁業経済研究19-3, 1972。
- 28) 千葉県「千葉県史料, 近世篇, 安房国下」保田健雄家文書, 396頁。
- 29) 千葉県「千葉県史料, 近世篇, 上総国上」渡辺徳太郎家文書, 73~74頁。
- 30) 前掲28) 398~399頁。
- 31) 前掲26) 106頁。
- 32) 大喜多甫文・浦城晋一「あま漁業の地理学的基礎一外房あま漁村の実証的研究一」漁業経済研究21-3, 4, 1975。
- 33) 前掲28) 399~403頁。
- 34) 前掲28) 396頁。
- 35) 前掲28) 101~130頁。
- 36) 長崎県「長崎県史, 史料編2」606頁。
- 37) 天和3年役所から海士之者へ出された覚に「海士之者七人当, 七日七日ニ賃舎仰付置候処, 今日被差免被仰出候ハ御鉄炮之者, 海士之者出入之儀, 海士之者仕形段々不屈千万ニ候, 死罪ニモ可被仰付候得共, 此度者以御慈悲命ニ被差免候, 依之已前が所務被仰付置候立江豚十分一銀被召上候, 尤立込候江豚歩分之儀者, 百姓立込江豚同前ニ可被成下候」(「長崎県史, 史料編2」633頁)
- 38) 宮本常一「海の民」(宮本常一著作集20, 未来社, 188~201頁)
- 39) 宮本常一「対馬漁業史」(宮本常一著作集28, 未来社, 81~87頁)
- 40) 前掲39) 103頁所収, 万松院文書。
- 41) 前掲39) 27頁。
- 42) 曲漁協所蔵文書(日本常民文化研究所写)
- 43) 対馬支庁所蔵文書(日本常民文化研究所写)
- 44) 前掲43)
- 45) 前掲39) 121~122頁。
- 46) 前掲36) 633頁。
- 47) 前掲42)
- 48) 前掲36) 588頁。
- 49) 前掲39) 123~124頁。
- 50) 長崎県「長崎県史, 史料編4」388頁。
- 51) 前掲26) 「俵物方記録」222頁。
- 52) 前掲26) 222頁。
- 53) 前掲26) 201~209頁。
- 54) 前掲26) 212頁。
- 55) 前掲39) 126頁。

AMA FISHERY IN THE EDO PERIOD

Toshifumi OHKITA

Abalone gathered by *ama* (divers) was important to the Tokugawa shogunate as a marine product for export to neighbouring countries. Hence, *ama* fishery proliferated in the Edo period, with *ama* engaged in diving for abalone along the coasts of about thirty *kuni* (regions) extending from the Rikuchu coast in the north to the Amakusa Islands in the south.

The object of this paper is to explain the actual situation of *ama* fishery and the marketing of abalone in Shima, Boshu and Tsushima in the Edo period.

The results obtained are as follows :

1) In Shima, the female *ama* did the diving for and gathering of abalone, with a man standing by in a boat to assist her on her return to the surface. In Boshu, however, the diving and gathering were done by the male *ama* with a boatman called *kajiko* in attendance in his boat, ready to aid the diver as he surfaced. In Magari of Tsushima, both male and female *ama* practised diving fishery.

2) *Ama* were engaged in diving fishery in most of the fishing villages of Shima and Tsushima throughout the year but, in a few fishing villages of Shima, they were active only in summer. In Boshu, up to the middle of the Edo period, *ama* carried out diving fishery throughout the year but, due to overfishing and the consequent depletion of the abalone supply, they were compelled to restrict their diving activities to the summer months.

3) The *ama* used to sell their abalone catches to merchants in Shima from where the abalones were shipped to Yamada, Tsu, Atsuta and Osaka by the merchants. In Boshu, in the early Edo period, merchants used to buy abalones from the *ama* and ship them to Edo. But a share system for the abalone trade was established by the Tokugawa shogunate, after which the *ama* were prohibited from freely gathering and selling abalone. Under this system, the merchants, who were the shareholders, contracted for the catching and marketing of abalone ; hence, the *ama* eventually came to be employed by the merchants.

In Tsushima, *ama* engaged in the gathering and shipping of abalone on their own but, here again, after the feudal lord of the region set up an exclusive collection system for marine products open only to specific merchants, the *ama* were no longer allowed to freely gather abalone and market their catch.